

31予危第299号
令和元年7月19日

東京都石油業協同組合
東京都石油商業組合
理事長 矢島 幹也 様

東京消防庁
予防部長 山本 豊

給油取扱所における容器詰め替え行為等に係る消防法遵守等の再徹底について（依頼）

平素から消防行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨日、京都府京都市のアニメーション制作会社において、33名が死亡、36名が負傷するという火災が別添えのとおり発生しました。本火災に関しては、詳細は調査中とのことですですが、男性が給油取扱所で購入したガソリンに火を付けたと報道されています。

つきましては、今回の事案を踏まえ、貴組合傘下の皆様に対し、別紙（リーフレット）を活用した給油取扱所の顧客に対するガソリンの危険性等についての注意喚起をお願いするとともに、下記に示す容器への詰め替え等の留意事項を再確認いただくようお願いします。

記

1 給油取扱所における詰め替え

- (1) ガソリンを詰め替え販売する場合には、適正な容器であることを確認するとともに、購入者に使用目的の問い合わせを行うこと。
- (2) ガソリンの詰め替え販売について販売記録を取っておくこと。
- (3) 給油取扱所において、固定給油設備によりガソリンを容器に詰め替える場合の1日の販売総量は、指定数量未満であること。

2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における詰め替え

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所においては、顧客用固定給油設備により顧客自らがガソリンを容器に詰め替えることは禁止されているので、詰め替えさせないこと。
なお、容器への詰め替えを行おうとする顧客がいた場合は、放送設備等を用いて制止



するとともに、指示に従わない場合には制御装置を用いてガソリンの供給を停止すること。

3 ガソリンを詰替える容器の種類

ガソリンをプラスチック容器に詰替える場合は、最大容積が10リットル以下の危険物の規制に関する規則で定める性能を有する容器に限られること。また、ストーブ等への誤給油の原因となることも考えられるので灯油用ポリエチレン缶にはガソリンを詰め替えないこと。

なお、専ら乗用の用に供する車両（以下「乗用車」という。）によりガソリン（自動車の燃料の用に供するものに限る。）を運搬する場合は、最大容積22リットル以下の金属製容器又は金属製ドラム（天板固定式のもの）に限られ、これに該当しない場合は性能試験に適合するプラスチック容器であっても運搬は認められないこと。

4 ガソリンを詰替える容器の表示

危険物を収納して運搬する容器には、次の事項が表示されていることを確認すること。

- (1) 危険物の品名又は化学名（例：「ガソリン」）
- (2) 危険等級（例：ガソリン「危険等級II」）
- (3) 危険物の数量（例：「○○リットル」）
- (4) 危険物に応じた注意事項（例：「火気厳禁」）

5 ガソリンを詰替える容器への収納

- (1) 液体の危険物を容器に収納する場合は、容器の内容積の98パーセント以下の収納率とすること。

- (2) 容器は確実に密栓すること。

なお、エレファントノズルを取り付けたままでの運搬は絶対に行わないこと。

6 ガソリンを詰替えた容器の積載

運搬のための車両等に積載する場合は、注入口を上に向け、落下、転倒、破損しないように固定等の措置を講じさせること。

問合せ先

〒100-8119 千代田区大手町1-3-5
東京消防庁予防部
危険物課貯蔵取扱規制係 柏原 鈴木
電話 03-3212-2111 内線 4862 4865